

## (旧) 日本語学会評議員・会計監査選挙施行規則

2014年5月17日 制定

2014年9月1日 改定

2015年5月23日 改定

第1条 この規則は、会則第11条、会則第13条に基づき、評議員および会計監査の選出に関して、選挙を施行する際の方式を定めるものである。

(選挙管理および選挙管理委員会)

第2条 評議員および会計監査の選出に関する選挙管理は、選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会は、評議員の改選と会計監査の選出が行われる度ごとに設ける。

3 選挙管理委員会は、選挙管理委員5人で構成する。

4 選挙管理委員は、改選対象とならない評議員の中から、評議員会で選出する。

5 選挙管理委員は、互選によって選挙管理委員長を選ぶ。

6 選挙管理委員会は評議員および会計監査の選出のために次のことを行う。

- (1) 有権者の認定
- (2) 投票期日の決定、投票用紙の作成・郵送
- (3) 開票、当選者の確定
- (4) 当選者への通知、選挙結果の公告

(選挙の実施時期)

第3条 評議員選挙と会計監査選挙は同時に行う。

(有権者)

第4条 以下の条件を満たす個人名会員は、評議員および会計監査の選挙権を有する。

- (1) 公示日前月末までに当該年度の会費を納入していること。

第5条 以下の条件を満たす個人名会員は、評議員および会計監査の被選挙権を有する。

- (1) 公示日前月末までに当該年度の会費を納入していること。
- (2) 選挙の行われる年の4月1日に70歳未満であること。
- (3) 評議員選挙において改選対象とならない評議員に該当しないこと。

(評議員の改選対象)

第6条 会則第11条第3項に定める任期を終える評議員、および会則第11条4項に定める欠員分を改選の対象とする。

2 会則第11条第5項に定める欠員に対しては、補欠の選出を行う。

(公示と会員による投票)

第7条 評議員選挙および会計監査選挙の公示の後、選挙権を有する会員に、次の3点を送付し、返送期日を明示して、投票を依頼する。

- a 被選挙権を有する会員の一覧
- b 評議員選挙投票用紙(無記名・10名連記)
- c 会計監査投票用紙(無記名・1名記入)

(開票と当選者・次点者の確定)

第8条 開票は、選挙管理委員会の席上で、投票者の資格確認の上、行う。

第9条 当選者と次点者は次の順序で決定する。

- (1) 会計監査選挙の開票を行い、上位得票者から当選者2人を決定する。
- (2) 評議員選挙の開票を行い、上位得票者から第6条に定める改選対象分の人数を当選者とする。会計監査選挙の当選者は評議員選挙の当選者とししない。
- (3) 会則第11条第5項に定める評議員の欠員に対しては、評議員当選者に続く得票数の者を補欠評議員の当選者とする。会計監査選挙の当選者は補欠評議員の当選者とししない。
- (4) 得票数に基づき、会計監査選挙の次点者2人を決定する。評議員選挙の当選者は会計監査選挙の次点者になれない。
- (5) 得票数に基づき、評議員選挙の次点者2人を決定する。会計監査選挙の次点者は評議員選挙の次点者になれない。

2 得票同数で順位を決定することができない場合は、選挙管理委員会の抽選によって当選者および次点者を決定する。

(選挙結果の通告および選任の公告)

第10条 選挙管理委員会は、評議員および会計監査の当選者全員に対してその旨を通告し、選任の確定した評議員および会計監査全員の氏名を機関誌上に公告する。

(選挙管理委員会の運営)

第11条 第2条第6項に定める選挙管理委員会の任務の範囲で、この評議員選挙規則に定める以外に必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。

付則 この規則は2014年5月17日から施行する。

付則 この規則は2014年9月1日から施行する。

付則 この規則は2015年5月23日から施行する。

(注) この規則は、「日本語学会会則」(2014年5月17日改定)における会計監査の選出方法の変更にともない、従前の「評議員選挙規則」を廃止して新たに定めたものである。

(注) 「日本語学会選挙施行規則」(2019年10月26日制定)の制定にともない、この規則は廃止された。